

議案第 3 9 号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市戸籍等関係事務手数料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例等の一部を改正する条例

(さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例(平成 1 3 年さいたま市条例第 7 1 号)
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1 ~ 7 [略]		1 ~ 7 [略]	
<u>8</u> [略]		8 外国人登録に關する証明	1 件につき 2 0 0 円
		<u>9</u> [略]	

(さいたま市印鑑条例の一部改正)

第 2 条 さいたま市印鑑条例(平成 1 3 年さいたま市条例第 2 0 0 号)の一部を次の
ように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(登録申請の不受理)</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録をすることはできない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名(外国人住民に係る住民基本台帳に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称。以下この号、第6条第2項第4号及び第17条第2号において同じ。)</u>、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(印鑑登録票の登録事項の修正)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳の記載に基づき、印鑑登録票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録票を修正することができる。</p> <p>(印鑑登録票の消除)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録票を消除しなければならない。</p> <p>(1)~(3) [略]</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者<u>又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本市の外国人登録原票に登録を受けている者は</u>、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(登録申請の不受理)</p> <p>第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録をすることはできない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) <u>外国人登録原票に登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせて表されていないもの</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(印鑑登録票の登録事項の修正)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳<u>又は外国人登録原票の記載に基づき</u>、印鑑登録票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録票を修正することができる。</p> <p>(印鑑登録票の消除)</p> <p>第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録票を消除しなければならない。</p> <p>(1)~(3) [略]</p>

<p>(4) 氏名(外国人住民に係る住民基本台帳に通称が記録されている場合)にあっては、氏名又は通称)、氏又は名の変更により、登録してある印鑑が第4条第1号又は第2号の規定に該当するに至ったとき</p> <p>(5)~(7) [略]</p>	<p>(4) 氏名、氏又は名の変更により、登録してある印鑑が第4条第1号又は第2号の規定に該当するに至ったとき。</p> <p>(5)~(7) [略]</p>
--	---

(さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第3条 さいたま市特定非営利活動促進法施行条例(平成23年さいたま市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第10条第1項第2号八に規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第2項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているものであるときは、当該書面の日本語による翻訳文で、翻訳者を明らかにしたものを添付しなければならない。</p> <p>5 [略]</p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第10条第1項第2号八に規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者で外国人登録法(昭和27年法律第125号)の適用を受けるものである場合にあっては、同法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区存する区域及び地方自治法(昭和22年法律67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、区)の長が発給する書面</u></p> <p>(3) 当該役員が前2号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第2項第3号に掲げる書面が外国語で作成されているものであるときは、当該書面の日本語による翻訳文で、翻訳者を明らかにしたものを添付しなければならない。</p> <p>5 [略]</p>

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において外国人登録法 (昭和 27 年法律第 125 号) による外国人登録原票に登録されている者の、第 3 条の規定による改正後のさいたま市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項 (同条例第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定の適用については、この条例の施行の日前に発給された第 3 条の規定による改正前のさいたま市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項第 2 号に規定する書面を第 3 条の規定による改正後のさいたま市特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する書面とみなす。